

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において誤りが判明いたしました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛けいたしますが、お手元のテキストを訂正していただきますようお願いいたします。

【会社法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
249 ～	第4編	動画修正追加による追加レジュメ	

下記の講義動画を追加しております。

- ・2026 会社法・商法Ⅲ第4編「22 商行為の通則 9」
- ・2026 会社法・商法Ⅲ第4編「22 商行為の通則 10」

9 商事売買

商人間の当事者双方のために商行為である売買には、商事売買の規定が適用される（524～528）。

いずれも任意規定であり、これと異なる特約又は商慣習があるときは、それに従う。

(1) 売主の供託・競売権（524）

- ① 商人間の売買において、以下のいずれかの場合、売主は、その物を供託し、又は相当の期間を定めて受領の催告をした後に競売に付することができる（I）

a 買主がその目的物の <u>受領を拒んだ</u> 場合（受領拒否）
b 買主がこれを <u>受領することができない</u> 場合（受領不能） ex.買主が行方不明、相続人がいないことが明らか
c 債権者不確知（解釈） ex.買主が死亡し、相続人の有無又はそれが誰であるか不明
d 不受領意思明確（大判大11.10.25等）

- ② この場合において、売主がその物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなければならない（II）

- ③ 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、①の催告をしないで競売に付することができる（II）
※この場合でも、上記②の通知は必要となる。

- ④ 上記①により売買の目的物を競売に付したときは、売主は、その代価を供託しなければならない（III）

ただし、その代価の全部又は一部を代金に充当することができる（III）

※民法上も、一定の場合は、売主は目的物を供託してその引渡義務を免れることができる（民494）。しかし、目的物の競売が許されるのは、目的物が供託に適しないか、滅失・損傷等による価格の低落のおそれがあるとき、又は保存に過分の費用を要するとき等に限られ、かつ、裁判所の許可を得たときのみ認められる。さらに競売代金は供託すべきこととされ（民497）、競売代金をもって売買代金債権に充当することはできない。

これに対し、商取引では、取引の簡易・迅速性の要請が高く、売主保護の観点から、売主が速やかに目的物の引渡義務を免れることができるようにするため、供託権の他に、自助売却権（競売権）を認め、売買代金を容易に回収できるようにした。本条の要件を満たす限り、供託権と自助売却権（競売権）のどちらを行使するかは、売主が自由に選択できる。

	民法（494・497）	商事売買（524）
供託ができる場合	①受領許否 ②受領不能 ③債権者不確知 ④不受領意思明確 （大判大11.10.25等）	①受領許否 ②受領不能 ③債権者不確知（解釈） ④不受領意思明確 （大判大11.10.25等）
競売ができる場合	①目的物が供託に適しない ②滅失・損傷等による価格の 低落のおそれがある ex. 果実・野菜・魚・肉 ③保存に過分の費用を要する ex. 牛・馬 ④その他供託することが困難 な事情がある	上記に該当する場合 原則：催告必要 例外：損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物
競売に付する場合の裁判所の許可	必要	不要
競売代価を債権に充当すること	不可 （競売代価を供託するのみ）	可 （競売代価を供託することもOK）

（2）定期売買（525）

商人間の売買において、売買の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合

⇒当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、契約の解除をしたものとみなす（525）

※民法上は、定期行為の場合に履行期に債務者の履行がないときは、無催告解除ができる（民542I④）が、解除の意思表示は必要となる。

しかし、債権者の意思表示が必要となると、その意思表示がなされるまでの間、債務者は履行の請求を受けるか、解除の通知を受けるか不安定な地位に置かれるため、商人間の定期売買では、原則として、契約は解除されたものとみなし、債務者の保護と取引の迅速な処理の実現を図っている。

(3) 買主の検査・通知義務 (526)

① 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない (I)

② 買主は、検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したとき

⇒ 直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その不適合を理由とする以下の追及ができない (II)

「直ちに」：即座にという意味ではなく、できるだけ早く (リーガルマインド 商法総則・商行為法第3版 弥永P106)

a 追完の請求 (目的物の修補・代替物の引渡し・不足分の引渡し)
b 代金減額請求
c 損害賠償請求
d 契約の解除

※民法上は、売買の目的物が種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しないときは、(種類・品質に関しては)買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知すれば、不適合責任を追及することができる (民562・563・566)。
これに対し、商取引では、一定の範囲で売主を保護し、法律関係を早期に確定させる要請が高いため、上記のように定めた。また、買主は専門的知識をもつ商人であるから、目的物を受け取ったときは、その契約内容不適合性を容易に発見することができることを考慮した。

③ 売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が6か月以内にその不適合を発見し、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その不適合を理由とする上記②の追及ができない (II)

※直ちに発見できない不適合についても、受領後6か月経過後は、上記の権利を行使できないこととして、売主の保護を図っている。
発見が6か月以内であれば、通知が6か月以内に発信されなくてもよい (リーガルマインド 商法総則・商行為法第3版 弥永P105)

④ 売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が悪意であった (不適合を知っていた) 場合には、上記②③の適用はなく、上記検査・通知を怠っていても、買主は売主への責任追及ができる (III)

※上記のように一定の範囲で売主の保護を目的とする規定であるから、悪意の売主を保護する必要がなく、これを除外した。

(4) 買主の保管・供託義務 (527・528)

- ① 商人間の売買において、買主は、前記(3)の契約不適合を理由に契約の解除をしたときであっても、売主の費用をもって売買の目的物を保管し、又は供託しなければならない(527I)

※民法上は、契約不適合を理由に売買契約を解除した場合は、買主は原状回復の一環として、その目的物を返還する義務を負うにすぎない。しかし、買主に保管義務を認めなければ物品が放置される危険がある。また、返送された物品について、返送の費用、運送途中の危険と転売の商機逸失等の不利益を売主が被ることになる。そこで、商人間の売買では、商取引における売主の保護と取引の円滑を図るための規定を設けた。保管と供託のいずれの方法をとるかは、買主が自由に選択できる。

ただし、その物について滅失又は損傷のおそれがあるときは、裁判所の許可を得てその物を競売に付し、かつ、その代価を保管し、又は供託しなければならない(緊急売却-527Iただし書)

※この競売は、前記(1)売主の供託・競売権(524)と異なり、買主にとっての義務となる。この義務が課せられるのは、目的物の効用が減少するおそれのある場合に限り、不当な競売がされないように、裁判所の許可を要件とした。

- ② 上記①により買主が売買の目的物を競売に付したときは、遅滞なく、売主に対してその旨の通知を発しなければならない(527III)

③ 売主及び買主の営業所(営業所がない場合にあつては、その住所)が同一の市町村の区域内にある場合には、上記①②は適用しない(527IV)

- ④ 上記①～③は、以下の物品に準用する(528)

a 売主から買主に引き渡した物品が注文した物品と異なる場合における当該売主から買主に引き渡した物品

b 売主から買主に引き渡した物品の数量が注文した数量を超過した場合における当該超過した部分の数量の物品

10 匿名組合

(1) 意義

- ① 匿名組合とは、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを内容とする契約である（535）

出資者	匿名組合員
営業をする者	営業者

- ② 経済的・実質的には、匿名組合員と営業者の共同企業であり、合資会社に近い。
- ③ 対外的には、出資者はあられわれず（∴「匿名」組合と呼ぶ）、営業者の単独企業である。

※社会的な地位や法的制限のため自ら営業者となることを好まず、又は営業者となることができない場合に、投資の有利性と秘密性を享受できる。

また、営業者にとっても、自分の営業として資本関係を秘密にすることができ、消費貸借によれば負担しなければならぬ利息の支払を免れ、自由な経営をすることができる。

匿名組合の当事者は二当事者に限られ、民法上の組合のように三以上の当事者の存在は認められない。

(2) 匿名組合員の義務及び責任

- ① 匿名組合員は、営業者に対して契約に定めた出資をする義務を負う（535）
- ② 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる（536Ⅱ）
- 匿名組合は、資本参加を目的とするため、労務や信用を出資の対象とすることはできない。
- ③ 匿名組合員の出資は、すべて営業者の財産に帰属する（536Ⅰ）

※匿名組合員は、その財産に対して何らの権利も有しない。民法上の組合のように当事者の共有財産とはならず、匿名組合員には、共有持分は認められない。

(3) 対第三者（特に営業者の債権者との関係）

- ① 匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない。

※匿名組合員は、資本参加にとどまるため、第三者とは無関係であり、営業者のみが第三者に対して権利を有し義務を負う。匿名組合員は、営業者に対して出資義務を負うが、対外的には直接責任を追及されることがないため、事実上、株主の間接有限責任と同様の効果が得られる。

- ② 匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帯してこれを弁済する責任を負う（537）。

※名板貸（14・会社9）と同趣旨。

(4) 匿名組合員の権利

- ① 匿名組合員は、営業者の営業から生ずる利益の分配を契約にしたがって請求することができる（535）。

※利益分配は匿名組合の要素であり、これを欠く匿名組合はあり得ない。

- ② 匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない（536 III）

※匿名組合員は、営業者の営業に資本参加するにすぎないため、業務執行権や代表権は認められない。

- ③ 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる（539 I）。

また、匿名組合員は、重要な事由があるときは、裁判所の許可を得て、いつでも、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる（業務監視権－539 II）。

※匿名組合員は、営業者の営業について密接な利害関係を有しており、その保護を図る必要があるため、業務監視権を認めている。

(5) 匿名組合契約の終了

- ① 以下のいずれかのときは、各当事者は、営業年度の終了時において、匿名組合契約の解除をすることができる（540 I）

ただし、6 か月前にその予告をしなければならない（540 I）

a 匿名組合契約で、匿名組合の <u>存続期間を定めなかった</u> とき
b 匿名組合契約で、 <u>ある当事者の終身の間匿名組合が存続すべきことを定めた</u> とき

- ② 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる（540 II）

ex. 出資・利益分配義務等の懈怠・履行不能

- ③ 匿名組合契約は、以下のいずれかに該当するときは、当然に終了する（541）

a 目的である <u>事業の成功・その成功の不能</u>
b <u>営業者の死亡・後見開始の審判</u> ※営業者の個人的な能力や信頼を最も重視する契約であるため。
c <u>営業者又は匿名組員の破産手続開始決定</u>

- ④ 匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組員にその出資の価額を返還しなければならない（542）

ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる（542ただし書）

※匿名組員が損失の分担をするときは、営業者は損失分担部分を控除した額を払い戻せば足りる。 また、出資がマイナスになっても、特約がなければ、匿名組員に追加出資義務はない。

出資金返還請求権を被担保債権として抵当権を設定し、「年月日匿名組合出資の返還請求権年月日設定」等を原因として、その登記を申請することができる。